

長野県営運動場規則等を廃止する規則案について

文化財・生涯学習課
スポーツ課

1 廃止理由及び内容

組織改正により、教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務及びスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を、知事の事務部局に移管することに伴い、関連する教育委員会規則を廃止とする。

2 該当規則一覧

- (1) 長野県営運動場規則（昭和32年長野県教育委員会規則第5号）
- (2) 長野県山岳総合センター規則（昭和44年長野県教育委員会規則第4号）
- (3) 長野県立美術館規則（昭和44年長野県教育委員会規則第6号）
- (4) 文化財保護条例施行規則（昭和51年長野県教育委員会規則第5号）
- (5) 長野県立歴史館管理規則（平成6年長野県教育委員会規則第5号）
- (6) 長野県立武道館規則（令和元年長野県教育委員会規則第1号）
- (7) 博物館法施行細則（令和5年長野県教育委員会規則第7号）

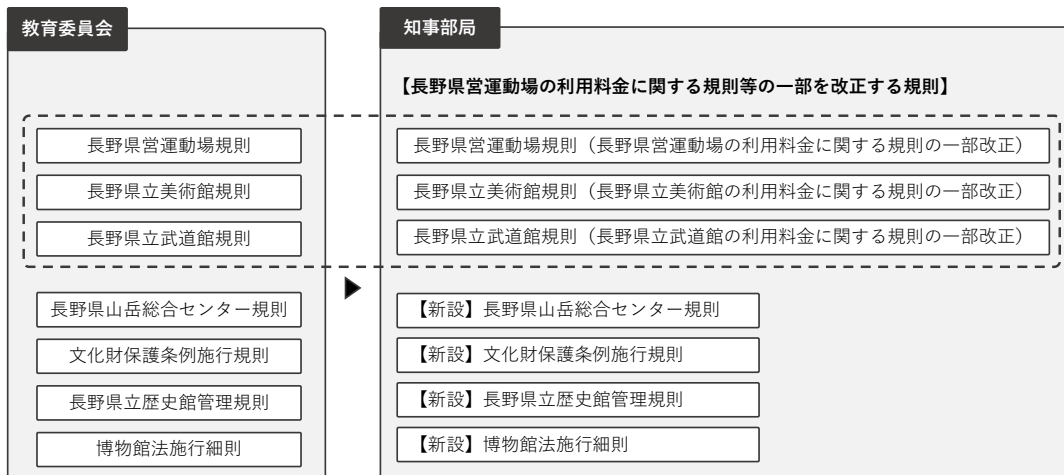
3 施行期日

令和6年4月1日

【参考】

廃止した規則の知事部局での取扱いについては、以下のとおり。

- ① 従来から県規則で料金に関する規則を定めているものについては、当該料金に関する規則の一部改正として、廃止する教育委員会規則の内容を盛り込む。（下図の破線部）
- ② ①以外の規則については、知事部局でそれぞれ新設する。
（使用料の徴収事務がないもの、若しくは、条例の条項として、利用料金に関する事項を記載しているもの。）



長野県営運動場規則等を廃止する規則をここに公布します。

令和6年 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県営運動場規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 長野県営運動場規則（昭和32年長野県教育委員会規則第5号）
- (2) 長野県山岳総合センター規則（昭和44年長野県教育委員会規則第4号）
- (3) 長野県立美術館規則（昭和44年長野県教育委員会規則第6号）
- (4) 文化財保護条例施行規則（昭和51年長野県教育委員会規則第5号）
- (5) 長野県立歴史館管理規則（平成6年長野県教育委員会規則第5号）
- (6) 長野県立武道館規則（令和元年長野県教育委員会規則第1号）
- (7) 博物館法施行細則（令和5年長野県教育委員会規則第7号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課 スポーツ課
